

「児童手当・特例給付現況届」は
原則提出不要です

問子育て支援課 ☎(55)7118

児童手当を受給している方は、毎年6月に「児童手当・特例給付現況届」の提出が必要でしたが、左記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

【現況届の提出が必要な方】

- ①離婚協議中で配偶者と別居している方
- ②配偶者からの暴力等により、住民票の住所が愛西市と異なる方
- ③支給要件児童の住民票がない方
- ④法人である未成年後見人、里親の受給者
- ⑤その他、提出の案内があった方

【次の変更事項があった方はすみやかに届け出てください】

- ①児童を養育しなくなったことにより、対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき
- ③婚姻などにより、一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき
- ④離婚し、児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき

※3歳未満の児童がいる場合のみ

▼届出の際必要なもの／

- ①受給者の健康保険証コピー
- ②継続受給の申立書

※児童の監護状況に応じて提出する申立書の種類が異なります。詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

▼届出期間／6月3日(月)～28日(金)
(土・日曜日除く)

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※児童手当・特例給付の所得制限、支給額は別表1、別表2のとおりです。

▼届出先／子育て支援課および各支所

<別表1>

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額(万円)	収入額の目安(万円)	所得額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1,071
1人	660	875.6	896	1,124
2人	698	917.8	934	1,162
3人	736	960	972	1,200
4人	774	1,002	1,010	1,238
5人	812	1,040	1,048	1,276

※請求者(受給者)本人のみの所得で判定します。

※所得金額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。 ※所得から一律8万円を控除します。

(注意)児童を養育している方の所得が、<別表1>の②以上の場合、児童手当などは支給されません。児童手当などが支給されなくなったあとに所得が②の額を下回った場合、改めて認定請求書の提出などが必要となります。

<別表2>

児童の年齢		児童手当 (所得制限額 未満の方)	特例給付 (所得制限額以上、 所得上限額未満の方)
0～3歳(3歳に到達した月まで)		15,000円	5,000円 ※受給者の所得が所得上限額以上の場合は支給されません。
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

※児童が18歳になった後、最初の3月31日を過ぎると、児童手当制度上の児童の人数には数えません。

▼支給額／(児童1人・月額)

6月1日は人権擁護委員の日です
問名古屋法務局津島支局
☎(26)2423

人権擁護委員はあなたの街の身近な相談パートナーです。

差別や暴行、虐待、職場でのセクハラやパワハラ、体罰やいじめ、インターネットによる誹謗中傷などでお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

【全国共通相談ダイヤル】

取扱時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

・みんなの人権110番

☎0570(003)110

・こどもの人権110番

☎0120(007)110(通話料無料)

・女性の人権ホットライン

☎0570(070)810

・インターネット人権相談

☎https://www.jinken.go.jp/

【SNS(LINE)による人権相談】

公式アカウント: @snsjinkensoudan

アカウント名: SNS人権相談

労働保険の年度更新のお知らせ

問愛知労働局労働保険適用・事務組合課
☎052(219)5503

令和6年度の労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間は、6月3日(月)～7月10日(水)です。

電子申請・電子納付や口座振替のご利用、または最寄りの労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。

年度更新申告書
書き方はこちら
(厚生労働省HP)



労働保険電子申請
特設サイト

